

資料 1

# 第1回 「蘭越と尻別川を考える会」

---

近年、河川は治水や利水の対象としてだけでなく、地域の風土・文化等を形成する重要な要素ととらえられ、それぞれの川の個性を生かした川づくりが求められています。

小樽開発建設部は、地域の実情や事情に精通した方々に尻別川の現状と課題や将来の姿について、治水、利水、環境の視点から討議し、考えや意見を述べていただくために、「蘭越と尻別川を考える会」を設立することとしました。

## (設置等)

**第1条** 尻別川水系の直轄区間の現状と課題や将来の姿について意見をいただくために、小樽開発建設部に「蘭越と尻別川を考える会」（以下「考える会」という）を設置する。

## (業務)

**第2条** 「考える会」は、尻別川水系の直轄区間の現状と課題や将来の姿について、小樽開発建設部に考えや意見を取りまとめて報告するものとする。

## (組織)

**第3条** 「考える会」は、座長及び会員をもって組織する。

- 1 会員は地域特性に詳しい者等のうちから、小樽開発建設部が選出する。
- 2 会員の任期は、1年以内とする。
- 3 座長は、会員間の互選により選出し、「蘭越と尻別川を考える会」を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

## (議事等)

**第4条 「考える会」は、座長が招集する。**

- 1 「考える会」の議事は、原則として公開で行うものとする。**
- 2 「考える会」は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。**
- 3 座長が必要と認める場合は、専門家及び関係住民等の意見聴取、その他必要な処置を講ずることを事務局に要請することができる。**

## (事務局)

**第5条 「考える会」の事務局は、小樽開発建設部工務課に置く。**

- 1 事務局は、「考える会」の運営に必要な事務を処理する。**

## (雑則)

**この規約に定めるものの他、「考える会」の運営に関する必要な事項は、座長が「考える会」に諮って定める。**

## 附 則

**この規約は、平成20年 7月30日から施行する。**

# 会員のみなさんの構成

五十音順

## 地域住民

大谷上地区町内会  
御成・初田・共栄連合町内会  
栄地区町内会  
豊国上地区町内会  
豊国下地区町内会

名駒振興会  
水上・大谷・淀川地区連合町内会  
港連合町内会  
三和連合町内会  
蘭越地区連合町内会

## 市民団体

NGO「尻別川の未来を考えるオビラメの会」  
NPO法人 しりべつリバーネット  
ランコ・ウシ河川愛護の会  
NPO法人 らんこしこラポレーション

## 河川利用

観光カリスマ  
NPO法人 北海道アウトドア協会  
北海道電力（株）倶知安水力センター  
蘭越町土地改良区

## 蘭越と尻別川を考える会

## 経済産業

尻別川漁業協同組合  
寿都町漁業協同組合  
日本海さけ・ます増殖事業協会  
ようてい農業協同組合  
蘭越町商工会

## 教育・行政

北海道蘭越高等学校  
蘭越町役場

## ■第1回 平成20年7月30日（水）

### ○尻別川の現状と課題

- ・ 設立にあたって（設立趣旨・規約）
- ・ 座長の選任
- ・ 河川法改正と河川整備基本方針策定までの経過、河川整備計画策定の進め方について事務局より説明
- ・ 尻別川の現状について説明

## ■第2回 平成20年9月11日（木）

### ○尻別川の現状と課題、将来の姿について意見交換

- ・ 第1回「考える会」意見の整理
- ・ 主だった意見について、事務局より追加説明
- ・ 将来の姿について意見交換

## ■第3回 平成20年10月23日（木）

### ○「考える会」意見のまとめ

- ・ 第2回「考える会」意見の整理